

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6144108号
(P6144108)

(45) 発行日 平成29年6月7日(2017.6.7)

(24) 登録日 平成29年5月19日(2017.5.19)

(51) Int.Cl.

F 1

H04L 9/08 (2006.01)
H04L 9/32 (2006.01)H04L 9/00 601D
H04L 9/00 601E
H04L 9/00 675A

請求項の数 8 (全 30 頁)

(21) 出願番号 特願2013-100918 (P2013-100918)
 (22) 出願日 平成25年5月13日 (2013.5.13)
 (65) 公開番号 特開2013-247676 (P2013-247676A)
 (43) 公開日 平成25年12月9日 (2013.12.9)
 審査請求日 平成28年5月11日 (2016.5.11)
 (31) 優先権主張番号 10-2012-0055527
 (32) 優先日 平成24年5月24日 (2012.5.24)
 (33) 優先権主張国 韓国 (KR)

(73) 特許権者 390019839
 三星電子株式会社
 Samsung Electronics
 Co., Ltd.
 大韓民国京畿道水原市靈通区三星路 129
 129, Samsung-ro, Yeongtong-gu, Suwon-si, Gyeonggi-do, Republic
 of Korea
 (74) 代理人 100110364
 弁理士 実広 信哉
 (72) 発明者 王 ▲衛▼新
 大韓民国京畿道水原市靈通區靈通1洞 (番
 地なし) 水原メールセンターピーオーボ
 ックス120

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】装置識別子とユーザ認証情報を基盤としたセキュア鍵生成装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

第1記憶装置に格納された第1プリミティブIDを提供され、前記第1プリミティブIDから前記第1記憶装置の固有識別子である第1メディアIDを演算するID演算部と、ユーザを認証するための認証情報をセキュア鍵生成部に提供する認証情報提供部と、前記第1メディアID及び前記認証情報を全て用いてセキュア鍵を生成するセキュア鍵生成部を含み、

前記第1プリミティブIDは、前記第1記憶装置に備えられた第1メモリ素子の固有識別子である第1メモリIDを暗号化した第1暗号化メモリIDを含み、

前記ID演算部は、前記第1暗号化メモリIDを前記第1メモリIDに復号化し、前記第1メモリIDから第1メモリ派生IDを演算し、前記第1メモリ派生IDを用いて前記第1メディアIDを演算するセキュア鍵生成装置。

【請求項 2】

前記第1プリミティブIDは、前記第1メディアID演算に用いる一つ以上の識別用データであり、前記第1メディアIDとは異なるデータである請求項1に記載のセキュア鍵生成装置。

【請求項 3】

前記第1プリミティブIDは、前記第1記憶装置に備えられた第1コントローラの固有識別子である第1コントローラIDを含み、

前記ID演算部は、前記第1コントローラID及び前記第1メモリ派生IDを全て用い

10

20

て前記第1メディアIDを演算する請求項1に記載のセキュア鍵生成装置。

【請求項4】

前記認証情報提供部は、前記ユーザから前記認証情報を入力され、

前記セキュア鍵生成部は、前記第1メディアIDとユーザから入力された認証情報を全て用いて前記セキュア鍵を生成する請求項1に記載のセキュア鍵生成装置。

【請求項5】

記憶装置に格納されたプリミティブIDを提供され、プロセッサに提供する記憶装置インターフェースと、

前記プリミティブIDから前記記憶装置の固有識別子であるメディアIDを演算し、前記メディアID及びユーザを認証するための認証情報を全て用いてセキュア鍵を生成するプロセッサを含み、
10

前記プリミティブIDは、前記記憶装置に備えられた第1メモリ素子の固有識別子である第1メモリIDを暗号化した第1暗号化メモリIDを含み、

前記プロセッサは、前記第1暗号化メモリIDを前記第1メモリIDに復号化し、前記第1メモリIDから第1メモリ派生IDを演算し、前記第1メモリ派生IDを用いて前記メディアIDを演算するセキュア鍵生成装置。

【請求項6】

メモリ素子の固有識別子であるメモリID及び前記メモリIDを暗号化した暗号化メモリIDを格納するメモリ素子と、

ホスト装置からユーザを認証するための認証情報を提供され、セキュア鍵生成部に提供し、前記ホスト装置からコンテンツを提供され、暗号化部に提供するホストインターフェースと、
20

前記メモリ素子から前記暗号化メモリIDを読み込み、前記暗号化メモリIDを復号化して前記メモリIDを取得し、前記メモリIDを用いて前記メモリ素子の他の固有識別子であるメモリ派生IDを生成する派生ID演算部と、

前記認証情報及び前記前記メモリ派生IDを全て用いてセキュア鍵を生成するセキュア鍵生成部と、

前記セキュア鍵を用いて前記コンテンツを暗号化して前記メモリ素子に格納する暗号化部を含む記憶装置。

【請求項7】

前記認証情報は、SDカード規格(SD Card Standard)コマンドのパラメータとして含まれて前記ホスト装置から提供される請求項6に記載の記憶装置。
30

【請求項8】

記憶装置をセキュア鍵生成装置に電気的に接続し、

前記セキュア鍵生成装置が前記記憶装置に格納されたプリミティブIDを提供され、前記プリミティブIDから前記記憶装置の固有識別子であるメディアIDを演算し、

前記セキュア鍵生成装置がユーザから前記ユーザを認証するための認証情報を直接入力されるか、またはネットワークを介して接続された他の装置から前記認証情報を提供され、
40

前記セキュア鍵生成装置が前記メディアID及び前記認証情報を全て用いてセキュア鍵を生成することを含み、

前記プリミティブIDは、前記記憶装置に備えられた第1メモリ素子の固有識別子である第1メモリIDを暗号化した第1暗号化メモリIDを含み、

前記演算は、前記第1暗号化メモリIDを前記第1メモリIDに復号化し、前記第1メモリIDから第1メモリ派生IDを演算し、前記第1メモリ派生IDを用いて前記メディアIDを演算するセキュア鍵の生成方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明はセキュア鍵生成装置に関するものである。より詳細には装置識別子とユーザ暗
50

号などユーザ認証情報をすべて使用してセキュア鍵を生成することによって特定装置及び特定ユーザに同時に従属するセキュア鍵を生成する装置、前記セキュア鍵を活用する記憶装置及びセキュア鍵の生成方法に関するものである。

【背景技術】

【0002】

近年様々な形態の移動式記憶装置が紹介されている。最近の移動式記憶装置は、大容量化、小型化の傾向である。移動式記憶装置のインターフェースは、ホスト装置からの取り外しが可能な方式で実現されており、移動式記憶装置の利便性がさらに高まっている。例えば、フラッシュメモリを記憶手段としているメモリカードまたはUSB (Universal Serial Bus) ポートに接続可能なUSBメモリが紹介されており、最近ではSSD (Solid State Drive) の登場により次代に広く使われている。また、安い記憶装置の一つとして評価されるハードディスクも外装型ハードディスクが登場し、従来の固定式ハードディスクとは異なって移動性を提供する。10

【0003】

前記移動式記憶装置だけではなく、前記移動式記憶装置に接続できるホスト装置も小型化されている。このように、いつ、いかなる所でも移動式記憶装置に格納したデジタルコンテンツは移動式ホスト装置を介して楽しめる環境が整えられており、コンテンツの流通方式はデジタルデータの形態で流通するものに変化しつつある。これに伴い、デジタルコンテンツの不正コピーを防止する技術の重要性はさらに高まっている。

【0004】

デジタルコンテンツの不正コピーを防止するため、前記デジタルコンテンツは原本そのままではなく暗号化した状態で移動式記憶装置に格納した方が好ましい。前記暗号化は特定暗号化鍵を用いて行う。20

【0005】

一方、特定装置に対してのみ有効なセキュア鍵を利用した暗号化及び復号化技術は、前記特定装置を使用するとデータに対するセキュリティが解除するという問題点がある。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

本発明が解決しようとする技術的課題は、特定装置及び特定ユーザに同時に従属するセキュア鍵を生成する装置、前記セキュア鍵を用いてコンテンツを自体暗号化格納する記憶装置及びセキュア鍵の生成方法を提供するものである。30

【0007】

本発明が解決しようとする他の技術的課題は、特定装置の識別子及びユーザによって入力されたユーザ認証情報を全て用いて演算したセキュア鍵を生成する装置、前記セキュア鍵を用いてコンテンツを自体暗号化格納する記憶装置及びセキュア鍵の生成方法を提供するものである。

【0008】

本発明が解決しようとするまた他の技術的課題は、信頼できるコンピューティング (Trusted Computing) を支援するホスト装置で前記セキュア鍵を安全に生成する装置を提供するものである。40

【0009】

本発明が解決しようとするまた他の技術的課題は、セキュア鍵を生成することにおいて装置識別子及びユーザ認証情報及び生成されたセキュア鍵が流出しないように信頼できる実行環境でセキュア鍵を生成するホスト装置を提供するものである。

【0010】

本発明の技術的課題は、以上で言及した技術的課題に制限されず、言及されていない他の技術的課題は次の記載から当業者に明確に理解されるであろう。

【課題を解決するための手段】

【0011】

10

20

30

40

50

前記技術的課題を達成するための本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置は、第1記憶装置に格納された第1プリミティブIDを提供され、前記第1プリミティブIDから前記第1記憶装置の固有識別子である第1メディアIDを演算するID演算部と、ユーザを認証するための認証情報をセキュア鍵生成部に提供する認証情報提供部と、前記第1メディアID及び前記認証情報を全て用いてセキュア鍵を生成するセキュア鍵生成部を含む。前記プリミティブIDは、前記メディアID演算に用いる一つ以上の識別用データであり、前記メディアIDとは異なるデータである。前記認証情報提供部は、前記ユーザから前記認証情報を入力され得る。

【0012】

一実施形態によれば、前記セキュア鍵生成装置が互いに異なる第1記憶装置に接続されるか、または第2記憶装置に接続され得る。前記セキュア鍵生成装置が前記第1記憶装置に接続される場合、前記ID演算部は第1記憶装置に格納された第1プリミティブIDを提供され、前記第1プリミティブIDから前記第1記憶装置の固有識別子である第1メディアIDを演算し、前記セキュア鍵生成部は、前記第1メディアID及び前記認証情報を全て用いてセキュア鍵を生成することができる。これに対し、前記セキュア鍵生成装置が前記第2記憶装置に接続される場合、前記ID演算部は第2記憶装置に格納された第2プリミティブIDを提供され、前記第2プリミティブIDから前記第2記憶装置の固有識別子である第2メディアIDを演算し、前記セキュア鍵生成部は、前記第2メディアID及び前記認証情報を全て用いて他のセキュア鍵を生成し、前記第2プリミティブIDは、前記第2メディアIDを生成するために使用するIDデータであり、前記第1プリミティブIDと異なる。

【0013】

また、前記セキュア鍵生成装置が前記第1記憶装置に接続される場合、前記第1プリミティブIDは前記第1記憶装置に備えられた第1メモリ素子の固有識別子である第1メモリIDを暗号化した第1暗号化メモリIDであり、前記ID演算部は前記第1暗号化メモリIDを前記第1メモリIDで復号化し、前記第1メモリIDから第1メモリ派生IDを演算し、前記第1メモリ派生IDを前記第1メディアIDとして使用する。これに対し、前記セキュア鍵生成装置が前記第2記憶装置に接続される場合、前記ID演算部は第2記憶装置に格納された第2プリミティブIDを提供され、前記第2プリミティブIDから前記第2記憶装置の固有識別子である第2メディアIDを演算し、前記セキュア鍵生成部は、前記第2メディアID及び前記認証情報を全て用いて他のセキュア鍵を生成し、前記第2プリミティブIDは、前記第2記憶装置に備えられた第2メモリ素子の固有識別子である第2メモリIDを暗号化した第2暗号化メモリIDであり、前記ID演算部は、前記第2暗号化メモリIDを前記第2メモリIDで復号化し、前記第2メモリIDから第2メモリ派生IDを演算し、前記第2メモリ派生IDを前記第2メディアIDとして使用する。

【0014】

一実施形態によれば、前記プリミティブIDは、前記記憶装置に備えられたメモリ素子の固有識別子であるメモリIDを暗号化した暗号化メモリIDであり、前記ID演算部は、前記暗号化メモリIDを前記メモリIDで復号化し、前記メモリIDからメモリ派生IDを演算し、前記メモリ派生IDを前記メディアIDとして使用することができる。また、前記ID演算部は、前記メモリ素子の認証プロセスを行い、前記認証プロセスの実行結果、メモリ素子の認証に成功した場合に限り、前記メモリIDから前記メモリ派生IDを演算することができる。

【0015】

一実施形態によれば、前記プリミティブIDは前記記憶装置に備えられたメモリ素子の固有識別子であるメモリIDであり得る。また、前記メディアIDは前記メモリIDと同一であり得る。したがって、本実施形態によれば、ID演算部は、前記記憶装置から前記メモリIDを提供され、前記メモリIDを前記メディアIDとして前記セキュア鍵生成部に提供することができる。

【0016】

10

20

30

40

50

一実施形態によれば、前記プリミティブIDは、前記記憶装置に備えられたコントローラの固有識別子であるコントローラIDを含み、前記ID演算部は、前記コントローラIDを用いて前記メディアIDを演算することもできる。前記ID演算部は、前記コントローラと相互認証を行い、前記相互認証過程で前記コントローラIDを提供され得る。

【0017】

一実施形態によれば、前記プリミティブIDは、前記記憶装置に備えられたメモリ素子の固有識別子であるメモリIDを暗号化した暗号化メモリID及び前記記憶装置に備えられたコントローラの固有識別子であるコントローラIDを含み、前記ID演算部は、前記暗号化メモリIDを前記メモリIDで復号化し、前記メモリIDからメモリ派生IDを演算し、前記コントローラID及び前記メモリ派生IDを全て用いて前記メディアIDを演算することもできる。10

【0018】

前記技術的課題を達成するための本発明の他の実施形態によるセキュア鍵生成装置は、記憶装置に格納されたプリミティブIDを提供され、プロセッサに提供する記憶装置インターフェース、及び前記プリミティブIDから前記記憶装置の固有識別子であるメディアIDを演算し、前記メディアID及びユーザを認証するための認証情報を全て用いてセキュア鍵を生成するプロセッサを含む。

【0019】

一実施形態によれば、前記プロセッサは、非セキュア実行モード及びセキュア実行モードのうち一つで動作し、前記認証情報は、前記プロセッサが非セキュア実行モードからセキュア実行モードに動作状態を切り替えるためのモード切り替え認証に使用され得る。前記プロセッサは、前記非セキュア実行モードでの命令実行を担う非セキュア仮想コア及び前記セキュア実行モードでの命令実行を担うセキュア仮想コアを含み、前記非セキュア仮想コアは前記認証情報を検証し、前記検証の成功時にインタラプト信号を生成し、前記プロセッサは、前記インタラプト信号に応答して動作モードを非セキュア実行モードからセキュア実行モードに切り替え、前記セキュア仮想コアは、前記セキュア鍵を生成することができる。前記セキュア鍵生成装置は、RAMをさらに含み、前記RAMは、前記非セキュア仮想コアで実行される命令によってアクセスできる第1領域及び前記セキュア仮想コアで実行される命令によってアクセスできる前記第1領域と重ならない第2領域を含み得る。前記非セキュア仮想コアで実行される命令は前記第2領域にアクセスできない方が好みしい。30

【0020】

一実施形態によれば、前記セキュア鍵生成装置は、前記認証情報を入力され前記プロセッサに提供する入力部をさらに含み、前記プロセッサは、非セキュア実行モード及びセキュア実行モードのうち一つで動作するものであり、前記セキュア実行モードで前記認証情報を前記入力部から提供されることと、前記セキュア鍵を生成することを実行することができる。前記セキュア鍵生成装置は、RAMをさらに含み、前記RAMは、前記プロセッサがセキュア実行モードで動作する時にのみアクセス可能なセキュア領域を含み、前記認証情報、プリミティブID、メディアID及びセキュア鍵は前記セキュア領域に格納され得る。40

【0021】

前記技術的課題を達成するための本発明のまた他の実施形態によるホスト装置は、記憶装置と接続され、前記プリミティブIDを前記記憶装置から提供され、システムオンチップ(System-on-Chip、SoC)に提供する記憶装置インターフェースと、前記記憶装置インターフェースと接続されたシステムオンチップを含む。前記システムオンチップは、前記プリミティブIDから前記記憶装置の固有識別子であるメディアIDを演算し、前記メディアID及びユーザを認証するための認証情報を全て用いてセキュア鍵を生成する周辺ロジック(peripheral logic)を含み得る。前記システムオンチップは、前記認証情報を提供され、前記周辺ロジックに提供するコア(Core)をさらに含み得る。前記周辺ロジックは、前記記憶装置インターフェースと前記コアと50

の間のデータパス (data path) 上に接続されたものであり得る。前記ホスト装置は、前記システムオンチップによって制御され、ユーザから前記認証情報を入力され前記システムオンチップに提供する入力部をさらに含み得る。前記システムオンチップは、前記セキュア鍵を格納するレジスタをさらに含み得る。前記周辺ロジックは、前記セキュア鍵を用いてコンテンツを暗号化した後、前記記憶装置インターフェースを介して前記記憶装置に提供することができる。前記記憶装置インターフェースは、前記記憶装置から暗号化コンテンツを提供され、前記システムオンチップに提供し、前記周辺ロジックは、前記プリミティブIDから前記記憶装置の固有識別子であるメディアIDを演算し、前記メディアID及びユーザを認証するための認証情報を全て用いて前記暗号化コンテンツを復号化するためのセキュア鍵を生成することができる。

10

【0022】

前記技術的課題を達成するための本発明のまた他の実施形態による記憶装置は、メモリID及び前記メモリIDを暗号化した暗号化メモリIDを格納するメモリ素子と、ホスト装置からユーザを認証するための認証情報を提供され、セキュア鍵生成部に提供し、前記ホスト装置からコンテンツを提供され、暗号化部に提供するホストインターフェースと、前記メモリ素子から前記暗号化メモリIDを読み込み、前記暗号化メモリIDを復号化し、前記メモリIDを取得し、前記メモリIDを用いて前記メモリ素子の他の固有識別子であるメモリ派生IDを生成する派生ID演算部と、前記認証情報及び前記前記メモリ派生IDを全て用いてセキュア鍵を生成するセキュア鍵生成部、及び前記セキュア鍵を用いて前記コンテンツを暗号化して前記メモリ素子に格納する暗号化部を含む。前記メモリIDは、前記メモリ素子の固有識別子であり得る。前記認証情報は、SDカード規格 (SD Card Standard) コマンドのパラメータに含まれ、前記ホスト装置から提供され得る。

20

【0023】

一実施形態によれば、前記記憶装置は、ランダムナンバー生成器をさらに含み、前記セキュア鍵生成部は、前記ランダムナンバー生成器によって生成されたランダムナンバーをさらに用いて前記セキュア鍵を生成することができる。前記記憶装置は、TCG (Trusted Computing Group) のOPAL SSC (Opal Security Subsystem Class) 規格に従い動作するものであり得る。

30

【0024】

前記技術的課題を達成するための本発明のまた他の実施形態によるセキュア鍵の生成方法は、記憶装置をセキュア鍵生成装置に電気的に接続し、前記セキュア鍵生成装置が前記記憶装置に格納されたプリミティブIDを提供され、前記プリミティブIDから前記記憶装置の固有識別子であるメディアIDを演算し、前記セキュア鍵生成装置がユーザから前記ユーザを認証するための認証情報を直接入力されるか、または前記認証情報を、ネットワークを介して接続された他の装置から提供され、前記セキュア鍵生成装置が前記メディアID及び前記認証情報を全て用いてセキュア鍵を生成することを含む。

【発明の効果】

【0025】

前記のような本発明によれば、装置及びユーザのいずれにも従属してセキュア性が優れたセキュア鍵を生成できる効果がある。例えば、本発明によるセキュア鍵生成装置によって生成されたセキュア鍵で暗号化したコンテンツは、前記セキュア鍵の生成と関連する特定ユーザが特定装置を使用する場合のみ復号化することができる。

40

【0026】

また、前記セキュア鍵を生成する装置が信頼できるコンピューティングを支援する装置である場合、信頼できるコンピューティング環境を支援するセキュアモードで前記セキュア鍵の生成作業を行いユーザ認証情報、装置の識別子及び生成したセキュア鍵のような情報の流出を防げる効果がある。

【図面の簡単な説明】

【0027】

50

【図1】本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置の構成を示すブロック図である。

【図2】本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置のID演算部と関連した構成を示すブロック図である。

【図3】本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置のID演算部と関連した構成を示すブロック図である。

【図4】本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置のID演算部の動作を説明するための参考図である。

【図5】本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置の構成を示すブロック図である。

【図6】本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置が信頼できるコンピューティングを支援する装置である場合の構成を示すブロック図である。 10

【図7】本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置が信頼できるコンピューティングを支援する装置である場合の構成を示すブロック図である。

【図8】本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置の構成を示すブロック図である。

【図9】図8に図示するセキュア鍵生成装置の周辺ロジックの配置を説明するための参考図である。

【図10】図8に図示するセキュア鍵生成装置が暗号化・復号化を行う場合の構成を示すブロック図である。

【図11】図8に図示するセキュア鍵生成装置が暗号化・復号化を行う場合の構成を示すブロック図である。

【図12】本発明の一実施形態による記憶装置の構成を示すブロック図である。 20

【図13】本発明の一実施形態による記憶装置の構成を示すブロック図である。

【図14】本発明の一実施形態による記憶装置の構成を示すブロック図である。

【図15】本発明の一実施形態によるセキュア鍵の生成方法を示す順序図である。

【図16】本発明の一実施形態によるセキュア鍵の生成及び前記セキュア鍵を利用したコンテンツ暗号化方法を示す順序図である。

【図17】本発明による一実施形態によりメディアIDを生成する方法を示す順序図である。

【図18】本発明による一実施形態によりメディアIDを生成する方法を示す順序図である。

【図19】本発明による一実施形態によりメディアIDを生成する方法を示す順序図である。 30

【図20】本発明による一実施形態によりメディアIDを生成する方法を示す順序図である。

【図21】本発明の一実施形態によるセキュア鍵の生成及び前記セキュア鍵を利用したコンテンツ復号化方法を示す順序図である。

【図22】本発明の一実施形態によるコンテンツを無断複製する際のコンテンツ復号化失敗の過程を示す順序図である。

【図23】本発明の一実施形態によるユーザ認証情報の入力の際、誤りがある場合のコンテンツ復号化失敗過程を示す順序図である。

【発明を実施するための形態】

【0028】

本発明の利点及び特徴、これらを達成する方法は添付する図面と共に詳細に後述する実施形態において明確になるであろう。しかし、本発明は、以下で開示する実施形態に限定されるものではなく、互いに異なる多様な形態で実現されるものであり、本実施形態は、単に本発明の開示を完全にし、本発明が属する技術分野で通常の知識を有する者に発明の範疇を完全に知らせるために提供されるものであり、本発明は、請求項の範囲によってのみ定義される。図面に表示する構成要素のサイズ及び相対的なサイズは説明を明瞭するため、誇張したものあり得る。明細書全体にかけて同一参照符号は同一構成要素を指称し、「及び／または」は、言及されたアイテムのそれぞれ及び一つ以上のすべての組合せを含む。 50

【 0 0 2 9 】

本明細書で使用された用語は実施形態を説明するためであり、本発明を制限しようとするとものではない。本明細書で、単数型は文句で特に言及しない限り複数型も含む。明細書で使用される「含む（c o m p r i s e s ）」及び／または「含む（c o m p r i s i n g ）」は言及された構成要素以外の一つ以上の他の構成要素の存在または追加を排除しない。

【 0 0 3 0 】

第1、第2などが多様な素子、構成要素を叙述するために使用されるが、これら素子、構成要素はこれらの用語によって制限されないことはいうまでもない。これらの用語は、単に一つ構成要素を他の構成要素と区別するために用いるものである。したがって、以下で言及される第1素子または構成要素は本発明の技術的思想内で第2素子または構成要素であり得ることは勿論である。10

【 0 0 3 1 】

本明細書で記述する実施形態は本発明の理想的な構成図を参考にして説明する。したがって、製造技術などによって構成図の形態や構造を変形する場合がある。したがって、本発明の実施形態は図示する特定形態に制限されるものではなく、それから変形した形態も含む。すなわち、図示する構成は本発明の特定形態を例示するためであり、発明の範疇を制限するためではない。

【 0 0 3 2 】

他に定義されなければ、本明細書で使用されるすべての用語（技術及び科学的用語を含む）は、本発明が属する技術分野で通常の知識を有する者が共通に理解できる意味として使用され得る。また一般に使用される辞典に定義されている用語は明白に特別に定義されていない限り理想的にまたは過度に解釈しない。20

【 0 0 3 3 】

図1を参照して本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置10の構成及び動作について説明する。本実施形態によるセキュア鍵生成装置10は記憶装置200に接続され、記憶装置200の固有識別子であるメディアIDとユーザ1を認証するための認証情報を用いてセキュア鍵を生成する。

【 0 0 3 4 】

セキュア鍵生成装置10は、記憶装置200に接続され、記憶装置200からプリミティブIDを提供される。前記プリミティブIDは、記憶装置200の固有識別子であるメディアID演算に用いる一つ以上の識別用データであり、前記メディアIDとは異なるデータである。セキュア鍵生成装置10は、前記プリミティブIDから前記メディアIDを生成する。すなわち、セキュア鍵生成装置10は、記憶装置200から前記メディアIDを直接提供されるのではなく、前記メディアIDを生成できるソースデータであるプリミティブIDを提供される。前記メディアIDが露出することを防止するためのものとして、セキュア鍵生成装置10は前記プリミティブIDから前記メディアIDの生成に使用するデータを格納することができる。30

【 0 0 3 5 】

本実施形態によるセキュア鍵生成装置10は、ID演算部12、認証情報提供部14及びセキュア鍵生成部16を含み得る。ID演算部12は記憶装置に格納されたプリミティブIDを提供され、前記プリミティブIDから前記記憶装置の固有識別子であるメディアIDを演算する。40

【 0 0 3 6 】

認証情報提供部14は、ユーザ1を認証するための認証情報をセキュア鍵生成部16に提供する。前記認証情報はユーザ1がセキュア鍵生成装置10に直接入力することができる。また、ユーザ認証サーバ2がセキュア鍵生成装置10にユーザ認証情報を提供することもできる。すなわち、認証情報提供部14はユーザから入力されるか、またはユーザ認証サーバ2から提供された前記認証情報をセキュア鍵生成部16に提供することができる。前記認証情報は、例えば、特定会員制サービスに使用するユーザ認証情報、ユーザ識別50

情報または個人情報であり得る。前記個人情報は、個人の身上と関連する情報であり、例えば、誕生日、電話番号、メールアドレス、住民登録番号、ユーザ1が使用する金融セキュリティカードの特定番号に該当するコードまたは指紋、虹彩認識コードなどの生体情報であり得る。

【0037】

セキュア鍵生成部16は、前記メディアID及び前記認証情報を全て用いてセキュア鍵を生成する。セキュア鍵の生成に前記メディアIDを用いるということは、セキュア鍵の生成において、前記メディアIDが少なくとも一度は入力されることを意味する。また、セキュア鍵の生成に前記認証情報を用いるということは、セキュア鍵の生成において、前記認証情報が少なくとも一度は入力されることを意味する。

10

【0038】

セキュア鍵生成部16は、前記メディアID及び前記認証情報を2進演算して前記セキュア鍵を生成することができる。前記2進演算には、例えばAND、OR、NOR、XOR、NANDなどが使用される。セキュア鍵生成部16は、前記メディアID及び前記認証情報を文字列連結演算(String Concatenation、STRCAT)して前記セキュア鍵を生成することもできる。前記文字列連結において前後関係は限定されない。すなわち、前記メディアID後に前記認証情報が連結されてもよく、前記認証情報の後に前記メディアIDが連結されてもよい。

【0039】

セキュア鍵生成部16は、前記メディアID及び前記認証情報のみを用いて前記セキュア鍵を生成することもでき、前記メディアID及び前記認証情報の他に一つ以上の可変データまたは固定データをさらに用いて前記セキュア鍵を生成することもできる。

20

【0040】

前記セキュア鍵はユーザ認証情報、メディアID及びセキュア鍵演算式の3つをすべて知らなければ生成できない。セキュア鍵自体が流出しなければ、前記セキュア鍵演算式が知らされても前記ユーザ認証情報及び前記メディアIDの全てが分からぬ限り前記セキュア鍵は演算できない。しかし、前記メディアIDは外部に流出しない値であり、記憶装置200が提供するプリミティブIDから得る他にはない値である。また前記認証情報も特定ユーザが外部に流出しないように管理するため簡単に外部に流出しない値である。したがって、本実施形態によるセキュア鍵生成装置10は記憶装置200に従属し、同時に特定ユーザに従属するセキュア鍵を生成する。

30

【0041】

以下、図2ないし図3を参照してプリミティブIDからメディアIDを演算するID演算部12の動作についてより詳細に説明する。

【0042】

前述したように、前記プリミティブIDは前記メディアIDとは異なるデータであり、前記プリミティブIDも記憶装置200の少なくとも1パートを識別するためのデータである。例えば、記憶装置200が第1,2パートを備え、前記第1パートの識別子である第1プリミティブID及び前記第2パートの識別子である第2プリミティブIDは、それぞれ記憶装置200からID演算部12に提供され得る。この際、前記プリミティブIDは前記第1プリミティブID及び前記第2プリミティブIDを含む。

40

【0043】

図2は、ID演算部12が前記プリミティブIDのうち一つとして暗号化メモリID264を記憶装置200から提供されることを図示する。暗号化メモリID264は、記憶装置200に備えられたメモリ素子206の固有識別子であるメモリID262を暗号化したデータである。メモリID262は、メモリ素子206の製造時に製造業者によってプログラムされたデータであり得る。メモリID262はシステム領域に格納され、ユーザ領域に対するアクセスと同一な方式でアクセスされないことが好ましい。ユーザ領域に格納される場合、メモリID262が削除されたり変形され得、外部に流出できるからである。前記システム領域に格納されるメモリID262はユーザのアクセスによって削除

50

されたり、変更されたり流出しない。

【0044】

また、図3は、ID演算部12が前記プリミティブIDのうち他の一つとしてコントローラ認証情報を記憶装置200から提供されることを図示する。セキュア鍵生成装置10と記憶装置200に備えられたメモリ素子206のコントローラ208は相互認証を行うことができ、前記コントローラ認証情報は前記相互認証のためにコントローラ208がセキュア鍵生成装置10に提供する情報である。

【0045】

図4は、ID演算部12がメディアIDを生成することを説明するための参考図である。

10

【0046】

ID演算部12は、暗号化メモリID264を復号化してメモリID262を取得し、メモリID262からメモリ派生IDを生成する。また、ID演算部12は前記コントローラ認証情報からコントローラ208の固有識別子であるコントローラIDを取得する。

【0047】

暗号化メモリID264を復号化するために使用する第1復号化鍵は暗号化された状態で記憶装置200から提供され得る。また、暗号化第1復号化鍵を復号化するための第2復号化鍵はセキュア鍵生成装置10に備えられた格納部(図示せず)に格納され得る。

【0048】

すなわち、ID演算部12は、暗号化第1復号化鍵を記憶装置200から提供され、前記第2復号化鍵を用いて前記暗号化第1復号化鍵から第1復号化鍵を取得した後、前記第1復号化鍵を用いて暗号化メモリID264をメモリID262で復号化することができる。

20

【0049】

前記メモリ派生IDは、メモリ素子206の他の固有識別子である。すなわち、メモリ素子206は製造業者によってプログラムされた固有識別子であるメモリID262及びメモリID262を用いて生成されたメモリ派生IDの2個の固有識別子を有することができる。メモリID262は、メモリ素子206に格納されるが、前記メモリ派生IDはメモリ素子206に格納される値ではなく、記憶装置200に接続されるセキュア鍵生成装置10によって生成される値である。

30

【0050】

ID演算部12は、前記コントローラ認証情報を用いて前記コントローラIDを生成することができる。前記コントローラ認証情報にはコントローラ認証書ID及びコントローラ208の固有識別コードが含まれ得、ID演算部12は前記コントローラ認証書ID及び前記固有識別コードを用いて前記コントローラIDを生成することができる。例えば、ID演算部12は、前記コントローラ認証書IDと前記固有識別コードを文字列連結演算(string concatenation operation)して前記コントローラIDを生成することができる。

【0051】

ID演算部12は、前記メモリ派生ID及び前記コントローラIDを用いて前記メディアIDを生成する。例えば、ID演算部12は前記メモリ派生ID及び前記コントローラIDを2進演算に入力したり、文字列連結演算に入力して前記メディアIDを生成することができる。

40

【0052】

図5ないし図7を参照して本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置の構成及び動作について説明する。

【0053】

本実施形態によるセキュア鍵生成装置20は、図5に図示するようにプロセッサ102及び記憶装置インターフェース104を含み得る。セキュア鍵生成装置20はプロセッサ102が実行する命令を一時的に格納するRAM106、ユーザ認証情報を入力される入

50

力部 108 をさらに含み得る。プロセッサ 102、記憶装置インターフェース 104、RAM 106 及び入力部 108 はシステムバス 110 に接続され得る。

【0054】

図 5 に図示するように、記憶装置インターフェース 104 はセキュア鍵生成装置 20 と記憶装置 200 との間のデータ送受信を仲介することができる。記憶装置インターフェース 104 は、記憶装置 200 からプリミティブ ID を提供され、システムバス 110 を介してプロセッサ 102 に提供することができる。

【0055】

プロセッサ 102 は、前記プリミティブ ID から前記記憶装置の固有識別子であるメディア ID を演算し、前記メディア ID 及びユーザを認証するための認証情報を全て用いてセキュア鍵を生成することができる。入力部 108 は、前記認証情報をユーザから入力されてプロセッサ 102 に提供することができる。プロセッサ 102 は前記セキュア鍵を多様な用途に使用することができる。例えば、前記セキュア鍵を高いセキュリティレベルでのユーザの認証情報として使用したり、記憶装置 200 に格納されるコンテンツの暗号化鍵として使用することができる。10

【0056】

本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置 20 はセキュア実行環境 (Secure Execution Environment) を支援するものであり得る。セキュア実行環境はプロセッサ、オペレーティングシステムなどの支援によりプログラムの安全な実行を保証する環境を意味する。安全な実行を保証する方法としては無欠性、機密性保証などがある。一般的にはハードウェアを基盤としたセキュア実行環境の接近方法がソフトウェアを基盤とした安全な実行環境の接近方法より安全であると知られている。本実施形態によるセキュア鍵生成装置 20 もハードウェアを基盤としたセキュア実行環境を提供すると仮定する。20

【0057】

図 6 ないし図 7 に図示するように、セキュア鍵生成装置 20 はプロセス実行環境を分離するために 2 個のコアを有するプロセッサ 102 を含み得る。プロセッサ 102 は物理的に別個の 2 個以上のコアを備えてセキュア実行モード及び非セキュア実行モードでそれぞれ使用することもでき、一つのコアを仮想分割し、セキュア実行モード及び非セキュア実行モード用途にそれぞれ使用することもできる。以下、図 6 及び図 7 ではプロセッサ 102 が 2 個の仮想コア (120, 124) を有すると仮定して説明する。30

【0058】

セキュア鍵生成装置 20 は、前記セキュア実行環境を提供するセキュア実行モードで実行されるプロセスによって生成されるデータを、前記セキュア実行環境を提供しない非セキュア実行モードで実行されるプロセスがアクセスできないようにすることが好ましい。すなわち、前記セキュア実行モードと前記非セキュア実行モードでのデータアクセスは互いに分離されることが好ましい。例えば、RAM 106 は非セキュア仮想コア 120 で実行される命令によってアクセスできる第 1 領域及びセキュア仮想コア 124 で実行される命令によってアクセスできる前記第 1 領域と重ならない第 2 領域を含み得る。

【0059】

プロセッサ 102 のコアがセキュア実行モードでのプロセス実行のためのセキュア仮想コア 124 及び非セキュア実行モードでのプロセス実行のための非セキュア仮想コア 120 に論理的に分割されて運用される場合、前記セキュア実行モードと前記仮想実行モードとの間の切り替えはコンテキストスイッチ (Context Switching) 方式により行われ得る。40

【0060】

以上説明したセキュア実行環境の提供に関する技術について、プロセッサ 102 は ARM 社の TRUSTZONE 技術、INTEL 社の Wireless TPM 技術、Texas Instrument 社の M-Shield 技術、Freescale 社のセキュリティ技術、SafeNet 社の SafeXcel TPM 技術、SafeNet 社の Sa50

f e Z o n e 技術、D i s c r e t i x 社のS e c u r i t y p l a t f o r m 技術、Q u a l c o m m 社のS e c u r e M S M 技術のうち少なくとも一つが適用されたものであり得る。

【 0 0 6 1 】

一方、特定プロセスがプロセッサ 102 のセキュア実行モードで実行されるためには所定の認証手続が必要である。前記認証手続は、ユーザ認証情報を入力され、前記認証情報が既に格納されているものと同一であるかを検証するものである。前記検証を通過した場合、プロセッサ 102 の動作モードを非セキュア実行モードから仮想実行モードに切り替えるためのインタラプト信号が生成され、プロセッサ 102 は前記インタラプト信号に応答して動作モードをセキュア実行モードに切り替えることができる。図 6 は非セキュア実行モードで動作していたプロセッサ 102 がセキュア実行モードに切り替えるためにユーザ認証を行い、前記ユーザ認証のためにユーザ認証情報を入力部 108 から提供され、前記ユーザ認証情報を利用した認証が成功する場合、非セキュア仮想コア 120 からモニタプロシジャー 122 を経てセキュア仮想コア 124 に活性化される仮想コアを交替することができる記載されている。10

【 0 0 6 2 】

すなわち、本実施形態によるセキュア鍵生成装置 20 のプロセッサ 102 は非セキュア実行モードの状態で実行モード切り替えのためのユーザ認証情報を入力され、その結果、実行モードをセキュア実行モードに切り替え、前記セキュア実行モードでセキュア鍵を生成する。本実施形態によるセキュア鍵生成装置 20 は、セキュア実行モードでセキュア鍵を生成するため、ユーザ認証情報、プリミティブ ID、メモリ ID、メディア ID などが流出することを防止できる効果がある。20

【 0 0 6 3 】

本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置 20 のプロセッサ 102 はセキュア実行モードに切り替えられた状態でユーザ認証情報及びプリミティブ ID を提供され、前記セキュア鍵を生成することもできる。図 7 は、本実施形態によるセキュア鍵生成装置 20 のプロセッサ 102 がセキュア実行モードに切り替えられた状態でユーザ認証情報及びプリミティブ ID を提供され、前記セキュア鍵を生成することが図示されている。本実施形態によるセキュア鍵生成装置 20 に備えられる R A M 106 は、プロセッサ 102 がセキュア実行モードで動作するときのみアクセス可能なセキュア領域を含み、プロセッサ 102 は前記認証情報、プリミティブ ID、メディア ID 及び前記セキュア鍵は前記セキュア領域に格納することができる。30

【 0 0 6 4 】

本実施形態によれば、ユーザ認証情報を入力される時点で既にセキュア鍵生成装置 20 はセキュア実行モードで動作する状態であるため、ユーザ認証情報、プリミティブ ID、メモリ ID、メディア ID などが流出することを防止できる効果がある。

【 0 0 6 5 】

以下、図 8 ないし図 11 を参照して本発明の一実施形態によるセキュア鍵生成装置の構成及び動作について説明する。

【 0 0 6 6 】

図 8 は、本実施形態によるセキュア鍵生成装置の構成を図示する。図 8 に図示するように、本実施形態によるセキュア鍵生成装置 30 はシステムオンチップ (S y s t e m o n C h i p 、 S o C) 302 及びシステムオンチップ 302 と接続された記憶装置インターフェース 104 を含み得る。本実施形態の記憶装置インターフェース 104 は、記憶装置 200 と接続されて前記プリミティブ ID を前記記憶装置から提供され、システムオンチップ 302 に提供する。40

【 0 0 6 7 】

システムオンチップ 302 は、多様な機能を有するシステムを一つのチップとして実現したものであり、本実施形態によるシステムオンチップ 302 は前記プリミティブ ID から前記記憶装置の固有識別子であるメディア ID を演算し、前記メディア ID 及びユーザ50

を認証するための認証情報を全て用いてセキュア鍵を生成する周辺ロジック (peripheral logic) 320 を含む。

【0068】

システムオンチップ 302 は命令演算を行うコア 322 をさらに含み得る。コア 322 はセキュア鍵生成装置 30 に含まれた RAM (図示せず) に格納された命令を読み込んで実行することができる。前記 RAM はシステムオンチップ 302 の内部に備えられ得、または外部に備えられ得る。コア 322 はセキュア鍵生成装置 30 の入出力に関する動作を制御する。例えば、コア 322 は入力部 108 を介して入力されたユーザ認証情報を入力部 108 から提供される。コア 322 は前記ユーザ認証情報を周辺ロジック 320 に提供する。

10

【0069】

周辺ロジック 320 は、前記ユーザ認証情報はコア 322 から提供されるが、前記プリミティブ ID はコア 322 を経由せず、記憶装置インターフェース 104 から直接提供され得る。このため、図 9 に図示するように、周辺ロジック 320 は記憶装置インターフェース 104 とコア 322 との間のデータバス (data path) 325 上に接続されたものであり得る。周辺ロジック 320 は記憶装置 200 から提供された前記プリミティブ ID を、データバス 325 を介して提供され、コア 322 に伝達しなくてもよい。コア 322 はハッキングされやすく、コア 322 で前記プリミティブ ID を利用した演算を行わないため、周辺ロジック 320 は前記プリミティブ ID をコア 322 に伝達しないことが好ましい。

20

【0070】

すなわち、周辺ロジック 320 はセキュア鍵を生成することにおいて、コア 322 と独立して動作する。コア 322 からユーザ認証情報を提供されること以外には前記セキュア鍵の生成と関連するすべての演算を周辺ロジック 320 が担う。また、周辺ロジック 320 は前記 RAM に格納されているプログラムを実行せず、周辺ロジック 320 内に備えられた ROM などの不揮発性メモリに格納されているセキュア鍵生成専用プログラムのみ実行することができる。

【0071】

周辺ロジック 320 は前記生成されたセキュア鍵をシステムオンチップ 302 内に備えられたレジスタ 324 に格納することができる。

30

【0072】

セキュア鍵、メディア ID、メモリ ID などを取り出すことを目的とするハッキングプログラムは通常コア 322 で実行される。したがって、コア 322 と独立した周辺ロジック 320 がセキュア鍵生成に関する演算を専用に担う本実施形態のセキュア鍵生成装置 30 はセキュア鍵生成に関するデータが外部に流出することを効果的に防止することができる。

【0073】

図 10 に図示するように、本実施形態によるセキュア鍵生成装置 30 は前記セキュア鍵を用いて内部記憶装置 304 に格納されたコンテンツを暗号化した後、セキュア鍵生成装置 30 に接続され、前記セキュア鍵を生成に使用するメディア ID を生成するため、プリミティブ ID を提供した記憶装置 200 に、暗号化したコンテンツを格納することができる。セキュリティ性を高めるため、前記暗号化も周辺ロジック 320 が担うことができる。このため、周辺ロジック 320 は暗号化・復号化エンジン 321 を含み得る。暗号化・復号化エンジン 321 はレジスタ 324 に格納されたセキュア鍵を暗号化・復号化鍵として使用することができる。

40

【0074】

図 11 に図示するように、本実施形態によるセキュア鍵生成装置 30 は記憶装置 200 と接続され、記憶装置 200 に格納された暗号化コンテンツを復号化することもできる。セキュア鍵生成装置 30 は前記暗号化コンテンツの復号化鍵を自ら生成しなければならないが、前記復号化鍵は記憶装置 200 からプリミティブ ID を提供され、セキュア鍵生成

50

装置 30 のユーザから認証情報を入力された後、前記プリミティブ ID から記憶装置 200 のメディア ID を生成し、前記メディア ID 及び前記認証情報を用いて前記コンテンツの復号化鍵を生成することができる。

【 0 0 7 5 】

以上、セキュア鍵生成装置(10, 20, 30)は、コンピュータ、UMPC(Ultimate Mobile PC)、ワークステーション、ネットブック(net-book)、PDA(Personal Digital Assistants)、ポータブル(portable)コンピュータ、ウェブタブレット(web tablet)、モバイルフォン(mobile phone)、スマートフォン(smart phone)、電子書籍(e-book)、PMP(portable multimedia player)、携帯用ゲーム機、ナビゲーション(navigation)装置、ブラックボックス(black box)、デジタルカメラ(digital camera)、三次元テレビ(3-dimensional television)、デジタル音声録音機(digital audio recorder)、デジタル音声再生機(digital audio player)、デジタル画像録画機(digital picture recorder)、デジタル画像再生機(digital picture player)、デジタルビデオレコーダ(digital video recorder)、デジタルビデオプレーヤ(digital video player)、情報を無線環境で送受信できる装置、ホームネットワークを構成する多様な電子装置のうち一つ、コンピュータネットワークを構成する多様な電子装置のうち一つ、テレマティクスネットワークを構成する多様な電子装置のうち一つ、コンピューティングシステムを構成する多様な構成要素のうち一つなどのような電子装置の多様な構成要素のうち一つであり得る。10

【 0 0 7 6 】

以下、図 12 ないし図 14 を参照して本発明の一実施形態による記憶装置について説明する。本実施形態による記憶装置 40 は自己暗号化する機能を備えたものである。すなわち、記憶装置 40 がホスト装置に接続され、ホスト装置から格納するデータを提供されても前記データをそのまま格納せず、自己暗号化した後、格納する。20

【 0 0 7 7 】

本実施形態による記憶装置 40 は、前記自己暗号化する際に使用する暗号化鍵を前記ホスト装置から提供されたユーザ認証情報及び記憶装置 40 に備えられたメモリ素子 206 のメモリ派生 ID を用いて生成する。30

【 0 0 7 8 】

図 12 を参照して本実施形態による記憶装置 40 の構成及び動作について説明する。図 12 に図示するように、本実施形態による記憶装置 40 は、メモリ素子 206、ホストインターフェース 210、派生 ID 演算部 212、セキュア鍵生成部 214 及び暗号化部 216 を含み得る。

【 0 0 7 9 】

ホストインターフェース 210 はホスト装置からユーザを認証するための認証情報を提供され、セキュア鍵生成部 214 に提供し、前記ホスト装置からコンテンツを提供され、暗号化部 216 に提供する。40

【 0 0 8 0 】

メモリ素子 206 はメモリ ID 262 及びメモリ ID 262 を暗号化した暗号化メモリ ID 264 を格納する。メモリ素子 206 は、格納領域がユーザ領域及びシステム領域に区分されており、前記ユーザ領域に対するアクセス方法では前記システム領域にアクセスできないようにすることが好ましい。メモリ ID 262 及び暗号化メモリ ID 264 は前記システム領域に格納されることが好ましい。

【 0 0 8 1 】

メモリ素子 206 は不揮発性メモリとして、NAND - FLASH メモリ、NOR - F LASH メモリ、相変化メモリ(PRAM : Phase change Random)50

Access Memory)、磁気ランダムアクセスメモリ(MRAM: Magnetic Random Access Memory)、抵抗メモリ(RRAM(登録商標): Resistive Random Access Memory)を格納手段として使用あるチップまたはパッケージであり得る。また、前記パッケージ方式に関し、前記メモリ素子はPoP(Package on Package)、BGA(Ball grid arrays)、CSPs(Chip scale packages)、PLCC(Plastic Leaded Chip Carrier)、PDIP(Plastic Dual In Line Package)、Die in Wafer Pack、Die in Wafer Form、COB(Chip On Board)、CERDIP(Ceramic Dual In Line Package)、MQFP(Plastic Metric Quad Flat Pack)、TQFP(Thin Quad Flatpack)、SOIC(Small Outline)、SSOP(Shrink Small Outline Package)、TSOP(Thin Small Outline)、TQFP(Thin Quad Flat pack)、SIP(System In Package)、MCP(Multi Chip Package)、WFP(Wafer-level Fabricated Package)、WSP(Wafer-Level Processed Stack Package)などのような方式でパッケージ化して実装することができる。
10

【0082】

派生ID演算部212はメモリ素子206から暗号化メモリID264を読み込み(read)、暗号化メモリID264を復号化してメモリID262を取得し、メモリID262を用いてメモリ素子206の他の固有識別子であるメモリ派生IDを生成する。
20

【0083】

セキュア鍵生成部214は、ユーザ認証情報及び前記前記メモリ派生IDを全て用いてセキュア鍵を生成する。セキュア鍵生成部214が前記セキュア鍵を生成する方法はセキュア鍵生成装置10のセキュア鍵生成部16がセキュア鍵を生成する方法と同様である。

【0084】

暗号化部216は前記セキュア鍵を用いて前記コンテンツを暗号化してメモリ素子206に格納する。

【0085】

本実施形態による記憶装置40は、ホスト装置から提供されたコンテンツを暗号化して格納することにおいて、記憶装置40に備えられたメモリ素子206の固有識別子を反映して生成した暗号化鍵を用いるため、格納された暗号化コンテンツが無断複製されても復号化されることを防止できる効果がある。複製された後に暗号化コンテンツが格納された記憶装置では元の暗号化コンテンツが格納されていた記憶装置40のメディアIDと同一メディアIDを取得できないからである。

【0086】

本実施形態による記憶装置40は、ユーザを認証できるユーザ認証情報をさらに反映して生成された暗号化鍵を用いるため、ユーザの認証情報を知らなければ記憶装置40に格納されたコンテンツを復号化できなくなる。

【0087】

本実施形態による記憶装置40は、クラウドコンピューティングサービスのクラウドサーバに備えられる記憶装置として使用することができる。すなわち、クラウドコンピューティングサービスのユーザがアップロードするコンテンツまたはデータは前記ユーザ認証情報及び記憶装置40のメディアIDを全て用いて暗号化した後に格納される。この場合、ユーザが記憶装置40にアップロードしたコンテンツまたはデータがクラウドサービスサーバでハッキングされ、その結果、暗号化された状態で流出しても流出したコンテンツまたはデータが記憶装置40に格納されておらず、ユーザ認証情報を入力しなければ復号化できない。したがって、本実施形態による記憶装置がクラウドコンピューティングサービスのクラウドサーバに備えられ、アップロードするコンテンツまたはデータの格納手段
50

として使用する場合、ユーザがアップロードするコンテンツまたはデータが流出する危険性を減らすことができる効果がある。

【0088】

本実施形態による記憶装置40はSD協会(Secure Digital Association)のSDカード規格を満すものであり得る。この場合、ホストインターフェース210はSDカード規格に従うコマンドのパラメータとして受信した前記認証情報をセキュア鍵生成部214に提供することができる。

【0089】

本実施形態による記憶装置40は、SSD(Solid State Drive)、またはフラッシュメモリを内部に含むHDD(Hard Disk Drive)規格であり得る。この場合、ホストインターフェース210は大容量記憶装置のための通信コマンドを支援するATA、SATA、SCSI、PCIe、USBなどの物理的インターフェースであり得る。10

【0090】

本実施形態による記憶装置40は、図13に図示するようにランダムナンバー(Random Number、RN)をさらに用いてセキュア鍵を生成することもできる。すなわち、セキュア鍵生成部214はランダムナンバー、前記認証情報及び前記メディアIDを全て用いてセキュア鍵を生成することができる。本実施形態による記憶装置40は前記ランダムナンバーを生成してセキュア鍵生成部214に提供するランダムナンバー生成器217をさらに含み得る。本実施形態による記憶装置40はTCG(Trusted Computing Group)のOPAL SSC(Opal Security Subsystem Class)規格に従い動作するものであり得る。20

【0091】

図14を参照して本発明の一実施形態によるメモリシステムについて説明する。

【0092】

図14を参照すると、メモリシステム1000は不揮発性メモリ装置1100及びコントローラ1200を含む。図1、図2または図3を参照して説明した記憶装置200は図14に図示するメモリシステム1000形態で構成され得る。

【0093】

ここで、不揮発性メモリ装置1100は前述した少なくとも一つのメモリ素子206を含み得る。30

【0094】

コントローラ1200は、ホスト装置及び不揮発性メモリ装置1100に接続される。コントローラ1200はホスト装置からの要請に応答して不揮発性メモリ装置1100をアクセスするように構成される。例えば、コントローラ1200は不揮発性メモリ装置1100の読み取り、書き込み、消去、バックグラウンド(background)の動作を制御するように構成される。コントローラ1200は、不揮発性メモリ装置1100及びホスト装置100との間にインターフェースを提供するように構成される。コントローラ1200は不揮発性メモリ装置1100を制御するためのファームウェア(firmware)を駆動するように構成される。40

【0095】

例示的に、コントローラ1200はRAM(Random Access Memory)、プロセシングユニットprocessing unit)、ホストインターフェース(host interface)、及びメモリインターフェース(memory interface)のようなよく知られている構成要素をさらに含む。RAMは、プロセシングユニットの動作メモリ、不揮発性メモリ装置1100及びホスト装置100との間のキャッシュメモリ、及び不揮発性メモリ装置1100及びホスト装置100との間のバッファメモリのうち少なくとも一つとして利用される。プロセシングユニットはコントローラ1200の諸般の動作を制御する。

【0096】

50

ホストインターフェースは、ホスト装置及びコントローラ1200との間のデータ交換を実行するためのプロトコルを含む。例示的に、コントローラ1200はUSB(Universal Serial Bus)プロトコル、MMC(multimedia card)プロトコル、PCI(peripheral component interconnection)プロトコル、PCI-E(PCI-express)プロトコル、ATA(Advanced Technology Attachment)プロトコル、Serial ATAプロトコル、Parallel ATAプロトコル、SCSI(small computer small interface)プロトコル、ESDI(enhanced small disk interface)プロトコル、及びIDE(Integrated Drive Electronics)プロトコルなどのような多様なインターフェースプロトコルのうち少なくとも一つにより外部(ホスト)と通信するように構成される。メモリインターフェースは不揮発性メモリ装置1100とインターフェーシングする。例えば、メモリインターフェースはNANDインターフェースまたはNORインターフェースを含む。

【0097】

メモリシステム1000は、エラー訂正ブロックを追加して含むように構成され得る。エラー訂正ブロックは、エラー訂正コード(ECC)を用いて不揮発性メモリ装置1100から読み取ったデータのエラーを検出して訂正するように構成される。例示的に、エラー訂正ブロックはコントローラ1200の構成要素として提供される。エラー訂正ブロックは不揮発性メモリ装置1100の構成要素として提供され得る。

【0098】

コントローラ1200及び不揮発性メモリ装置1100は一つの半導体装置に集積される。例示的に、コントローラ1200及び不揮発性メモリ装置1100は一つの半導体装置に集積され、メモリカードを構成され得る。例えば、コントローラ1200及び不揮発性メモリ装置1100は一つの半導体装置に集積されてPCカード(PCMCIA、personal computer memory card international association)、コンパクトフラッシュカード(CF)、スマートメディアカード(SM、SMC)、メモリスティック、マルチメディアカード(MMC、RS-MMC、MMC micro)、SDカード(SD、miniSD、microSD、SDHC)、ユニバーザルフラッシュ記憶装置(UFS)などのようなメモリカードを構成する。

【0099】

コントローラ1200及び不揮発性メモリ装置1100は、一つの半導体装置に集積されて半導体ドライブ(SSD、Solid State Drive)を構成することができる。半導体ドライブ(SSD)は半導体メモリにデータを格納するように構成されるメモリ素子を含む。メモリシステム1000が半導体ドライブ(SSD)として利用される場合、メモリシステム1000に接続されたホスト装置の動作速度が画期的に改善される。

【0100】

図1ないし図14の各構成要素は、ソフトウェア(software)または、FPGA(field-programmable gate array)やASIC(application-specific integrated circuit)のようなハードウェア(hardware)を介して行うことができる。しかし、前記構成要素はソフトウェアまたはハードウェアに限定される意味ではなく、アドレッシング(addressing)できる記憶媒体に位置するように構成され得、一つまたはそれ以上のプロセッサを実行させるように構成され得る。前記構成要素から提供する機能はさらに細分化した構成要素によって実現することができ、複数の構成要素を合わせて特定の機能を遂行する一つの構成要素として実現することもできる。

【0101】

図15を参照して本発明の一実施形態によるセキュア鍵の生成方法について説明する。

10

20

30

40

50

【 0 1 0 2 】

本実施形態によるセキュア鍵の生成方法は、ホスト装置が記憶装置のメディアＩＤを取得し、前記メディアＩＤ及びユーザ認証情報を全て用いてセキュア鍵を生成することに要約される。

【 0 1 0 3 】

記憶装置はプリミティブＩＤ（ p r i m i t i v e I D ）を格納する（ S 1 0 0 ）。前記プリミティブＩＤは記憶装置 2 0 0 に備えられたメモリ素子に格納され得る。

【 0 1 0 4 】

ホスト装置は前記プリミティブＩＤを提供され（ S 1 0 2 ）、前記プリミティブＩＤから記憶装置 2 0 0 の固有識別子であるメディアＩＤを演算することができる（ S 1 0 4 ）。前記プリミティブＩＤは第 1 プリミティブＩＤ及び第 2 プリミティブＩＤを含み、前記第 2 プリミティブＩＤが変換された第 2 識別子と第 1 プリミティブＩＤを結合して前記メディアＩＤを演算できるが、前記プリミティブＩＤ自体が前記メディアＩＤであり得る。前記メディアＩＤを演算する方法については図 1 9 ないし 2 2 を参照して詳細に説明する。
10

【 0 1 0 5 】

前記ホスト装置は、前記メディアＩＤとユーザ認証情報（例、パスワード）を全て用いてセキュア鍵を生成する（ S 1 0 6 ）。

【 0 1 0 6 】

ホスト装置はユーザ認証情報を提供される。前記ユーザ認証情報はホスト装置に備えられた入力手段（図示せず）を介してユーザが入力したものであり得、ホスト装置以外の端末（図示せず）を介してユーザが入力したものをホスト装置が提供されたものであり得る。
20

【 0 1 0 7 】

図 1 6 は、本発明の一実施形態によるセキュア鍵の生成及び前記セキュア鍵を利用したコンテンツ暗号化方法を示す順序図である。図 1 8 でセキュア鍵を生成する動作（ S 1 0 0 , S 1 0 2 , S 1 0 4 , S 1 0 5 , S 1 0 6 ）までは図 1 7 と同様である。

【 0 1 0 8 】

本実施形態によるホスト装置は、前記セキュア鍵を用いてコンテンツを暗号化して暗号化コンテンツを生成するか、または前記コンテンツを暗号化コンテンツに変換する（ S 1 0 8 ）。前記暗号化に使用する暗号化アルゴリズム及び使用する暗号化鍵は特定のものに制限されないが、暗号化鍵と復号化鍵が同一であるように対称鍵暗号化方式によるアルゴリズム、例えば A E S (A d v a n c e d E n c r y p t i o n S t a n d a r d) 標準に従う暗号化アルゴリズムを使用する。
30

【 0 1 0 9 】

暗号化コンテンツは記憶装置に提供され（ S 1 1 0 ）、記憶装置は暗号化コンテンツを格納する（ S 1 1 2 ）。図 1 6 に図示するように、ホスト装置は前記プリミティブＩＤを提供した記憶装置に前記暗号化コンテンツを格納することが好ましい。すなわち、プリミティブＩＤを提供した記憶装置と暗号化コンテンツを格納する記憶装置が互いに異なってはならない。
40

【 0 1 1 0 】

図 1 6 に図示するように、ホスト装置は前記セキュア鍵を記憶装置に提供せず、前記暗号化コンテンツに含めもしない。したがって、前記暗号化コンテンツの復号化鍵を取得するためには前記暗号化コンテンツが格納された記憶装置のメディアＩＤを取得し、前記メディアＩＤから復号化鍵を生成しなければならず、前記暗号化コンテンツの復号化鍵を記憶装置から直接取得することはできない。したがって、図 1 6 に図示するコンテンツ暗号化方法によれば、暗号化コンテンツが異なる記憶装置に無断複製されても復号化できない効果がある。

【 0 1 1 1 】

ホスト装置が前記メディアＩＤを演算する方法について図 1 7 ないし 2 0 を参照してよ
50

り詳細に説明する。

【0112】

図17は、記憶装置が第1パート及び第2パートを含み、記憶装置に第1パートを識別するための第1プリミティブID及び第2パートを識別するための第2プリミティブIDが格納される場合のメディアIDを演算する方法について図示する。第1パート及び第2パートはそれぞれ記憶装置に備えられる素子またはモジュールを意味し、それぞれ特定機能を行う素子グループまたはモジュールグループでもあり得る。例えば、第2パートはデータ格納機能を行う素子、モジュール、素子グループまたはモジュールグループであり得、第1パートは制御機能を実行する素子、モジュール、素子グループまたはモジュールグループであり得る。

10

【0113】

図17に図示するように、ホスト装置は前記第1プリミティブID及び前記第2プリミティブIDを提供される(S114)。

【0114】

ホスト装置は、前記第1プリミティブID及び前記第2プリミティブIDのうち少なくとも一つを用いて前記メディアIDを演算する(S116)。前記第1プリミティブIDのみを用いて前記メディアIDを演算する場合、前記メディアIDは第1パートによって特定され、前記第2プリミティブIDのみを用いて前記メディアIDを演算する場合、前記メディアIDは第2パートによって特定され、前記第1プリミティブID及び前記第2プリミティブIDを全て用いて前記メディアIDを演算する場合、前記メディアIDは第1パート及び第2パートすべてによって特定される。

20

【0115】

図18に図示するように、前記第2プリミティブIDは第2識別子に変換され(S118)、前記メディアIDは前記第1プリミティブID及び前記第2識別子のうち少なくとも一つを用いて前記メディアIDを演算することもできる(S120)。例えば、前記メディアIDは前記第1プリミティブID及び前記第2識別子全て用いて前記メディアIDを演算することができる。

【0116】

第2パートの固有識別子が外部に流出してはならない場合、前記第2パートの固有識別子の代わりに、前記第2パートの固有識別子を暗号化したデータが前記第2プリミティブIDとしてホスト装置に提供され得、ホスト装置は前記第2プリミティブIDを用いて第2パートのまた他の識別子として使用できる前記第2識別子を生成することができる。

30

【0117】

図19ないし図20を参照して前記メディアIDを演算する方法について説明する。

【0118】

図19に図示するように、前記第2パートはメモリ素子であり得、第1パートはメモリ素子コントローラであり得る。メモリ素子は自身の固有識別子を格納する。前記メモリ素子コントローラの固有識別子もメモリ素子に格納され得る。

【0119】

先に、メモリ素子の他の識別子として使用できるメモリ派生IDを生成する方法(S10)について説明する。前記メモリ派生IDは、図18を参照して説明した第2識別子と同一なものと理解することができる。

40

【0120】

ホスト装置は、メモリ素子に格納された前記メモリ素子の固有識別子が暗号化された暗号化メモリIDを記憶装置から提供される(S122)。前記暗号化メモリIDもメモリ素子に格納されたものであり得る。前記暗号化メモリIDは図18を参照して説明した第2プリミティブIDと同一のものと理解することができる。

【0121】

ホスト装置は、前記暗号化メモリIDを復号化して前記メモリ素子の固有識別子であるメモリIDを生成する(S124)。

50

【0122】

ホスト装置は、前記メモリIDを用いて第2認証情報を生成する(S126)。ホスト装置はランダムナンバーを生成し、前記ランダムナンバーを暗号化してセッション鍵を生成し、前記メモリ素子の固有識別子と前記セッション鍵を所定の一方向関数(*one-way function*)に入力して前記第2認証情報を生成することができる。前記一方向関数は、出力値から入力値を演算することが計算上不可能なものであって、例えば2個の演算子(*operand*)を入力されるビット演算のうち排他的論理合(*XOR*)であり得る。

【0123】

一方、記憶装置も前記メモリIDを用いて第1認証情報を生成する(S128)。¹⁰メモリ素子にはメモリID以外にも複数の補助鍵で構成された補助鍵セットがさらに格納され得るが、記憶装置は前記補助鍵セットの補助鍵のうち一つの補助鍵を暗号化し、前記暗号化した補助鍵を、前記ホスト装置によって生成したランダムナンバーを暗号化鍵として再暗号化してセッション鍵を生成することができる。記憶装置は前記セッション鍵及び前記メモリIDを所定の一方向関数に入力して前記第1認証情報を生成することができる。

【0124】

ホスト装置は、前記第1認証情報を記憶装置から提供され(S130)、前記第2認証情報と一致するかを検証する(S132)。検証(S132)の結果、第1,2認証情報が一致しない場合、認証失敗として処理する(S134)。

【0125】

²⁰検証(S132)結果、第1,2認証情報が一致する場合、前記メモリ素子の固有識別子を用いてメモリ派生IDを生成する(S136)。前記メモリ派生IDは、前記メモリ素子の固有識別子とアプリケーション固有鍵(*Application Specific Secret Value, ASSV*)を所定の一方向関数に入力して生成され得る。

【0126】

前記アプリケーション固有鍵は、ホスト装置で行われる各アプリケーションに対して固有の鍵を付与するものであり得る。例えば、音楽記録アプリケーション、映像記録アプリケーション、ソフトウェア記録アプリケーション別に互いに異なる固有の鍵を付与することができる。前記アプリケーション固有鍵は、暗号化する前記コンテンツのタイプによって固有値を有したり、暗号化する前記コンテンツの提供者の識別情報によって固有値を有することができる。好ましくは、前記アプリケーション固有鍵は、暗号化する前記コンテンツのタイプにより固有値を有することができる。前記コンテンツのタイプは、例えば、動画、音楽、文書、ソフトウェアなどから一つが選択され得る。

【0127】

次に、メモリ素子コントローラの固有識別子を提供されること(S20)について説明する。

【0128】

図20を参照してホスト装置が記憶装置からコントローラの識別子を提供されること(S20)³⁰について説明する。

【0129】

先に、コンテンツ記録装置が記憶装置から第3認証情報を提供される(S140)。前記第3認証情報には前述したように、記憶装置200の認証書及び記憶装置200に備えられたコントローラの識別コードが含まれ得る。

【0130】

次に、ホスト装置と記憶装置間に相互認証が行われる(S141)。前記相互認証は公開鍵を基盤とした認証であり得る。相互認証(S141)を失敗した際、ホスト装置は認証失敗として処理する(S144)。コンテンツ記録装置は前記第3認証情報から前記コントローラID(CONTROLLER ID)を取得することができる(S148)。

【0131】

10

20

30

40

50

ホスト装置は、前記メモリ派生 I D 及び前記コントローラ固有識別子のうち少なくとも一つを用いてメディア I D を演算する。好ましくは、ホスト装置は前記メモリ派生 I D 及び前記コントローラ固有識別子を全て用いてメディア I D を演算する。

【 0 1 3 2 】

前記メディア I D は前記メモリ派生 I D 及び前記コントローラ固有識別子を 2 進演算した結果であり得る。例えば、前記メモリ派生 I D 及び前記コントローラ固有識別子を AND、OR、XOR などの 2 個の被演算子を要する 2 進演算した結果が前記メディア I D であり得る。

【 0 1 3 3 】

前記メディア I D は、前記メモリ派生 I D 後に前記コントローラ固有識別子を文字列連結演算 (string concatenation) した結果であり得る。前記メディア I D は前記コントローラ固有識別子の後に前記メモリ派生 I D を文字列連結演算した結果でもあり得る。10

【 0 1 3 4 】

以下、本発明の一実施形態によるセキュア鍵の生成及び前記セキュア鍵を利用したコンテンツ復号化方法について図 21 を参照して説明する。

【 0 1 3 5 】

コンテンツ記憶装置にはプリミティブ I D 及び暗号化コンテンツがそれぞれ格納されている (S200, S201)。前記暗号化コンテンツは、記憶装置のメディア I D 及びユーザパスワード A を用いて生成された暗号化鍵を用いて暗号化したものと仮定する。20

【 0 1 3 6 】

ホスト装置は前記プリミティブ I D を記憶装置から提供される (S202)。図 8 には図示していないが、ホスト装置は前記プリミティブ I D の提供を記憶装置に要請し、前記要請に対する応答として前記プリミティブ I D を提供され得る。ホスト装置は前記暗号化コンテンツに対する再生命令がユーザから入力される場合、前記プリミティブ I D 提供の要請を行うことができる。

【 0 1 3 7 】

ホスト装置は前記プリミティブ I D を用いてメディア I D を演算する (S203)。ホスト装置がメディア I D を演算する動作は図 17 ないし図 20 を参照して説明したホスト装置のメディア I D 演算動作と同様であるため、重複する説明は省略する。30

【 0 1 3 8 】

ホスト装置はユーザから入力されたパスワード A 認証情報を提供される (S204)。この際、入力された認証情報は前記暗号化コンテンツの暗号化鍵生成に使用したものと同一であり得、または異なるものもあり得るが、説明の便宜上、同一なものと仮定する。

【 0 1 3 9 】

ホスト装置は前記メディア I D 及び前記パスワード A を用いて復号化鍵を生成する (S205)。

【 0 1 4 0 】

復号化鍵の生成 (S205) は前記メディア I D 及び前記ユーザ認証情報のみを用いることでもでき、前記メディア I D 及び前記ユーザ認証情報の他に一つ以上の可変データまたは固定データをさらに用いることもできる。40

【 0 1 4 1 】

例えば、前記復号化鍵は前記メディア I D 及び前記認証情報を 2 進演算した結果として算出されるデータであり得る。前記復号化鍵は前記 2 進演算中でも XOR (exclusive OR) 演算の結果として算出されるデータであり得る。すなわち、前記復号化鍵は前記メディア I D 及び前記認証情報を XOR 演算した結果のデータであり得る。

【 0 1 4 2 】

例えば、前記復号化鍵は前記メディア I D 及び前記認証情報を文字列連結演算 (string Concatenation, STRCAT) した結果として算出されるデータでもある。前記文字列連結において前後関係は限定されない。すなわち、前記メディア I

Dの後に前記認証情報が接続され得、前記認証情報の後に前記メディアIDが接続され得る。

【0143】

ホスト装置は記憶装置に格納された暗号化コンテンツを読み込んだ後(S206)、前記復号化鍵を用いて復号化し(S207)、コンテンツを再生する(S208)。

【0144】

図22を参照してコンテンツ記憶装置X(200)に格納されていた暗号化コンテンツがコンテンツ記憶装置Y(201)に無断複製される場合、ホスト装置がコンテンツ記憶装置Y(201)に格納された暗号化コンテンツの復号化を失敗する動作について説明する。

10

【0145】

コンテンツ記憶装置Y(201)にはコンテンツ記憶装置X(200)とは異なるプリミティブID Yが格納されている(S210)。

【0146】

また、コンテンツ記憶装置X(200)は図16に図示するコンテンツ暗号化方法によって暗号化された暗号化コンテンツが格納されている(S209)。前記暗号化鍵「XA」の生成に使用された認証情報を「A」と仮定する。ユーザが記憶装置X(200)からコンテンツ記憶装置Y(201)に前記暗号化コンテンツを無断複製した状況(S211)を仮定する。前記無断複製の結果、コンテンツ記憶装置Y(201)に暗号化鍵「XA」によって暗号化された暗号化コンテンツが格納される(S212)。

20

【0147】

ユーザがホスト装置にコンテンツ記憶装置Y(201)を接続し、前記ホスト装置に前記暗号化コンテンツの再生命令を入力する場合、ホスト装置はコンテンツ記憶装置Y(201)に格納されたプリミティブID Yを提供される(S213)。

【0148】

ホスト装置は前記プリミティブID Yを用いてコンテンツ記憶装置Y(201)のメディアID Yを生成する(S214)。

【0149】

ホスト装置はユーザ認証情報を入力される(S215)。前記ユーザ認証情報は前記暗号化コンテンツの暗号化鍵の生成に使用された認証情報と同じである「A」と仮定する。

30

【0150】

ホスト装置は、メディアID Y及びユーザ認証情報「A」を用いて復号化鍵「YA」を生成する(S216)。

【0151】

ホスト装置は生成された復号化鍵を用いてコンテンツ記憶装置Y(201)から提供(S217)された暗号化コンテンツの復号化を試みる(S218)。しかし、生成(S216)した復号化鍵が前記暗号化コンテンツの復号化鍵と異なるため、ホスト装置は前記暗号化コンテンツを復号化できない。

【0152】

したがって、ホスト装置は無断複製されて記憶装置201に格納された暗号化コンテンツを再生できない(S219)。

40

【0153】

図22にはホスト装置のユーザが正しい認証情報、すなわち暗号化鍵の生成に使用されたユーザ認証情報と同一なものを入力した場合を仮定したが、間違った認証情報、すなわち暗号化鍵の生成に使用されたユーザ認証情報と異なるものを入力する場合にも、ホスト装置は無断複製されて記憶装置201に格納された暗号化コンテンツを再生できない。

【0154】

すなわち、無断複製されて記憶装置201に格納された暗号化コンテンツは、ユーザ認証情報を正しく入力したかとは関係なく再生できない。

【0155】

50

図23は、暗号化コンテンツの暗号化鍵を生成することに使用されたユーザ認証情報が正しくない場合、コンテンツ再生を失敗する実施形態を図示する。

【0156】

コンテンツ記憶装置X(200)には記憶装置のメディアID及びユーザ認証情報「A」を用いて生成された暗号化鍵「XA」を用いて暗号化された暗号化コンテンツが格納されている(S209)。

【0157】

ユーザがホスト装置にコンテンツ記憶装置X(200)を接続し、ホスト装置に前記暗号化コンテンツの再生命令を入力する場合、ホスト装置はコンテンツ記憶装置X(200)に格納されたプリミティブID Xを提供される(S220)。 10

【0158】

ホスト装置は、前記プリミティブID Xを用いてコンテンツ記憶装置X(200)のメディアID Xを生成する(S221)。

【0159】

ホスト装置はユーザ認証情報を入力される(S222)。前記ユーザ認証情報は、前記暗号化コンテンツの暗号化鍵の生成に使用された認証情報と異なる「B」と仮定する。

【0160】

ホスト装置は前記メディアID X及び前記ユーザ認証情報「B」を用いて復号化鍵「XB」を生成する(S223)。 20

【0161】

ホスト装置は生成された復号化鍵を用いて記憶装置X(200)から提供(S224)された暗号化コンテンツの復号化を試みる(S225)。しかし、生成された復号化鍵「XB」が前記暗号化コンテンツの復号化鍵「XA」と異なるため、ホスト装置は前記暗号化コンテンツを復号化できない。

【0162】

したがって、ホスト装置はコンテンツ記憶装置に格納された暗号化コンテンツを再生できない(S219)。

【0163】

図23はホスト装置のユーザが正しくない認証情報、すなわち暗号化鍵の生成に使用したユーザ認証情報と異なることを入力した場合を仮定したが、正しい認証情報、すなわち暗号化鍵の生成に使用されたユーザ認証情報と同一なものを入力する場合は記憶装置に格納された暗号化コンテンツを再生することができる。 30

【0164】

以上添付された図面を参照して本発明の実施形態について説明したが、本発明が属する技術分野で通常の知識を有する者は、本発明が、その技術的思想や必須の特徴を変更せずに他の具体的な形態で実施され得ることを理解することができる。したがって、上記実施形態はすべての面で例示的なものであり、限定的でないものと理解しなければならない。

【符号の説明】

【0165】

1 ユーザ

40

2 ユーザ認証サーバ

10 セキュア鍵生成装置

12 ID演算部

14 認証情報提供部

16 セキュア鍵生成部

20 セキュア鍵生成装置

30 セキュア鍵生成装置

40 記憶装置

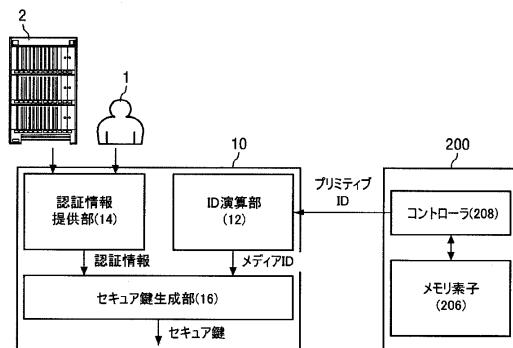
100 ホスト装置

102 プロセッサ

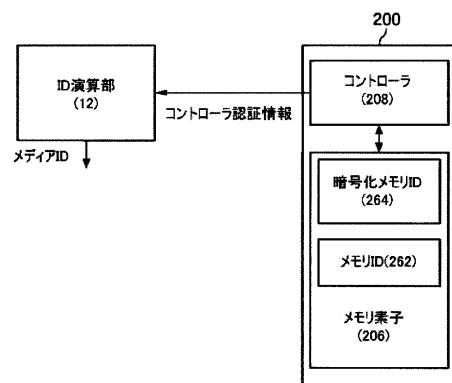
50

1 0 4	記憶装置インターフェース
1 0 6	R A M
1 0 8	入力部
1 1 0	システムバス
1 2 0	非セキュア仮想コア
1 2 2	モニタプロシジヤ
1 2 4	セキュア仮想コア
2 0 0	記憶装置
2 0 6	メモリ素子
2 0 8	コントローラ
2 1 0	ホストインターフェース
2 1 2	派生 I D 演算部
2 1 4	セキュア鍵生成部
2 1 6	暗号化部
2 1 7	ランダムナンバー生成器
2 6 2	メモリ I D
2 6 4	暗号化メモリ I D
3 0 4	内部記憶装置
3 2 0	補助ロジック
3 2 1	暗・復号化エンジン
3 2 2	コア
3 2 4	レジスタ
3 2 5	データバス
1 0 0 0	メモリシステム
1 1 0 0	不揮発性メモリ装置
1 2 0 0	コントローラ

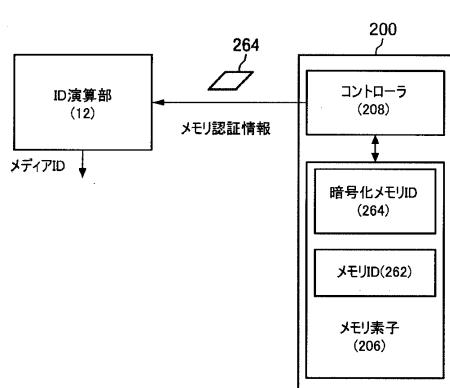
【図1】



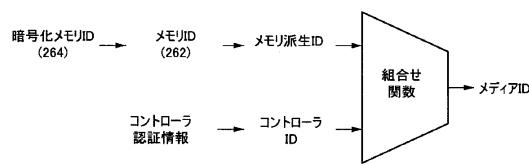
【図3】



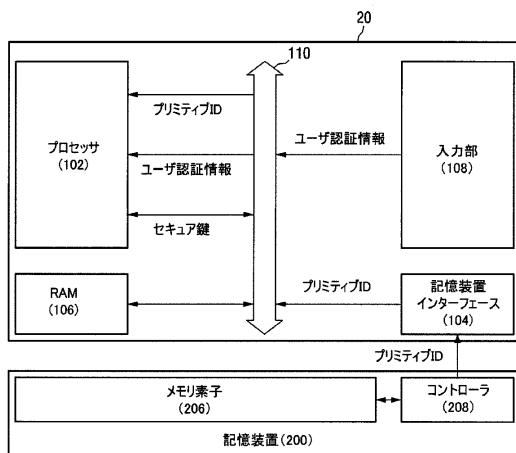
〔圖2〕



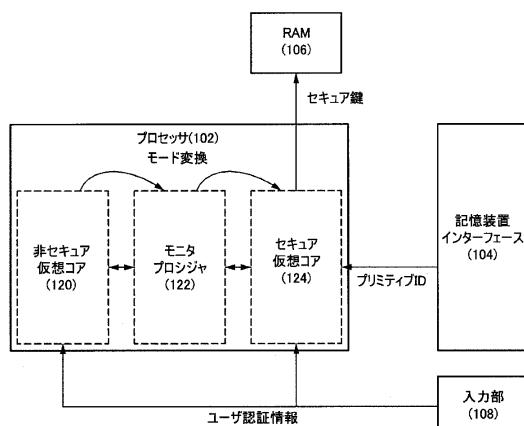
〔 4 〕



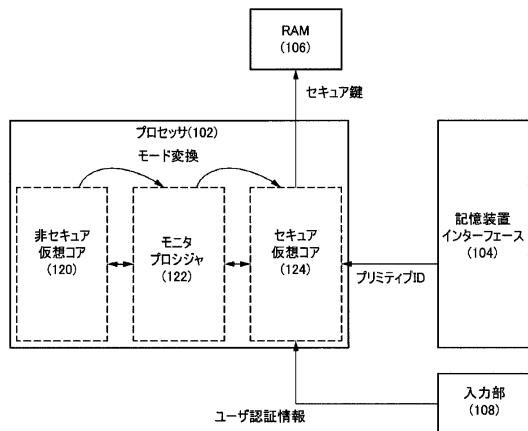
【 図 5 】



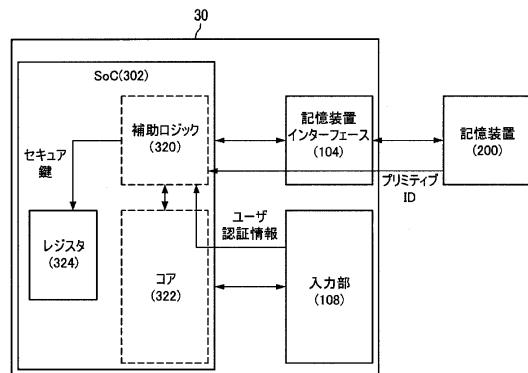
【図6】



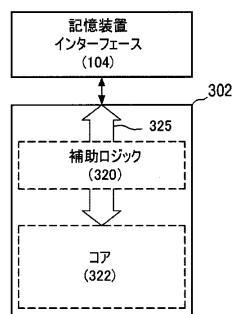
【図7】



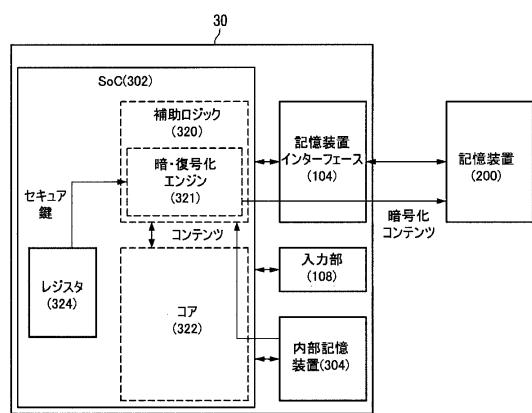
【図8】



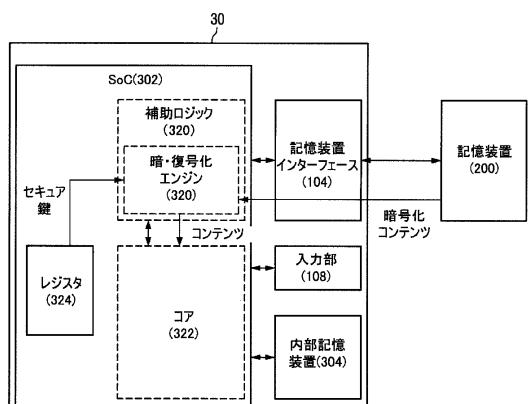
【図9】



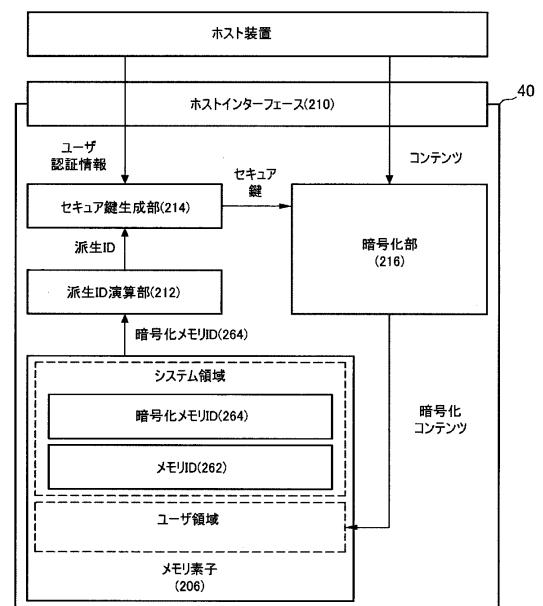
【図10】



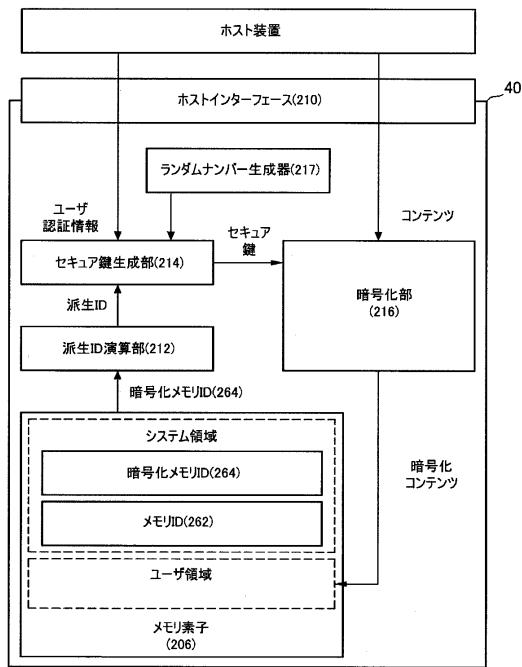
【図11】



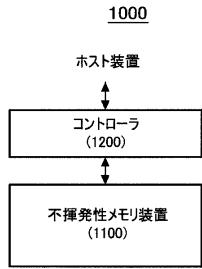
【図12】



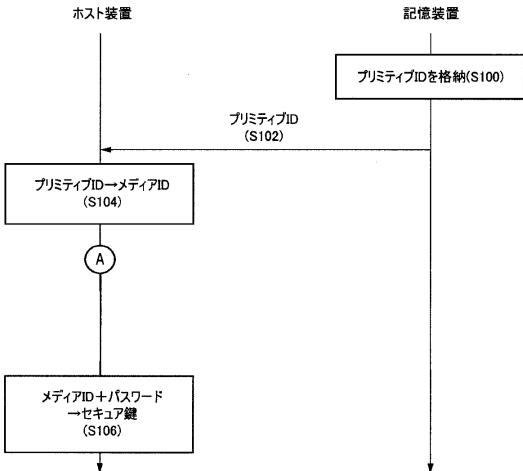
【図13】



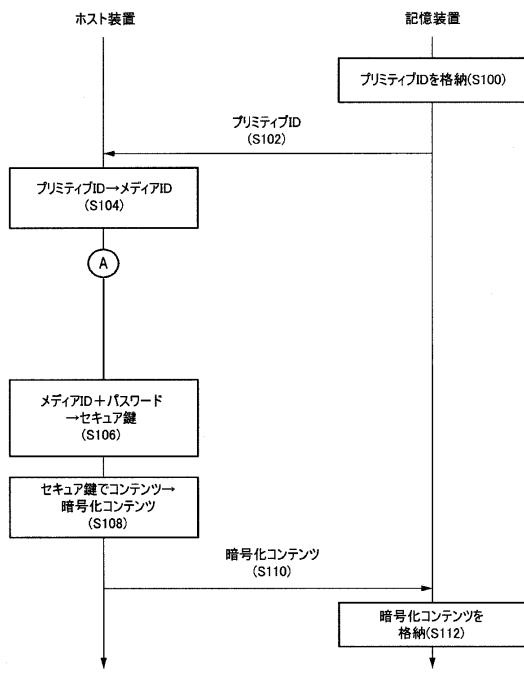
【図14】



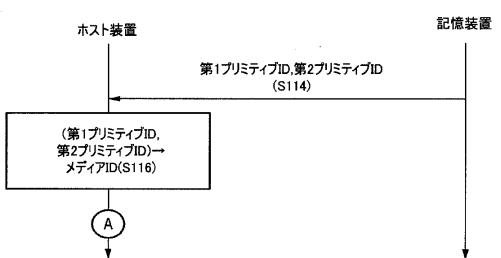
【図15】



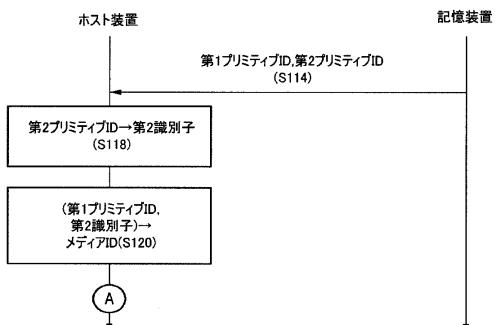
【図16】



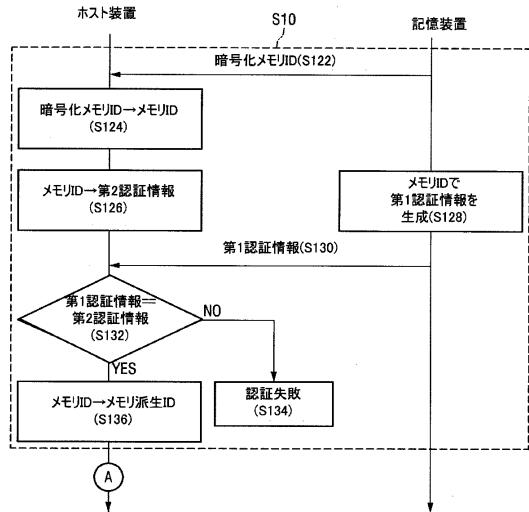
【図17】



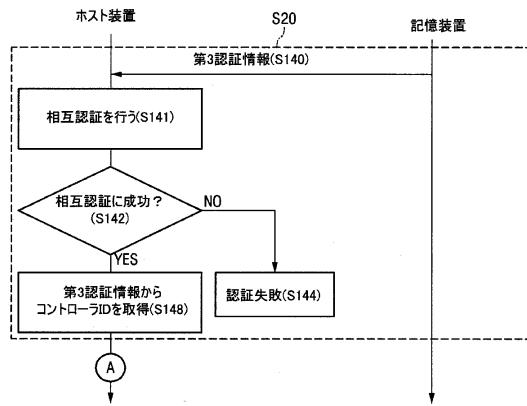
【図18】



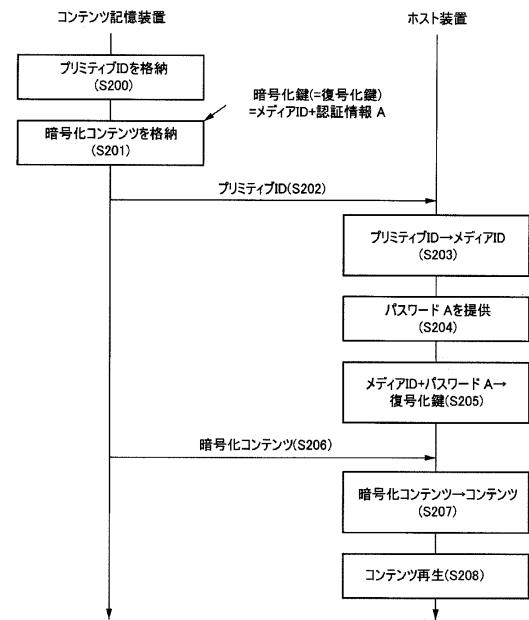
【図19】



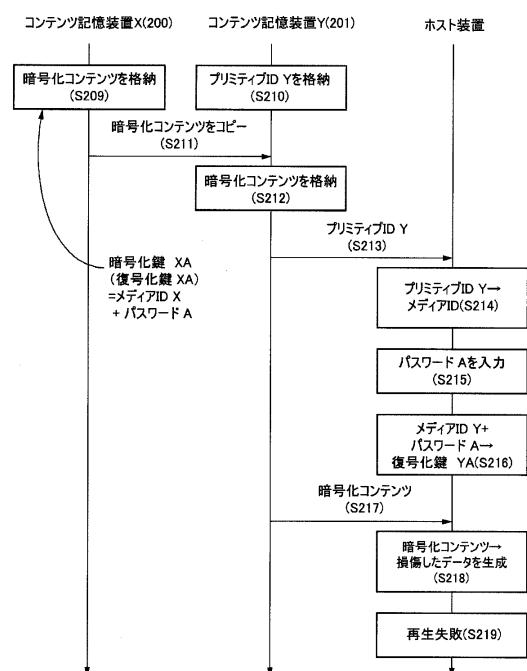
【図20】



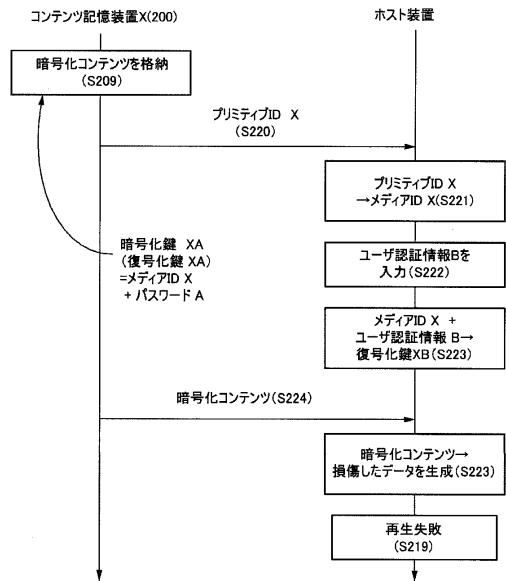
【図21】



【図22】



【図23】



フロントページの続き

(72)発明者 趙 熙昌

大韓民国ソウル特別市瑞草區良才洞312-4 江南パークヴィル201號

(72)発明者 李 元 ソク

大韓民国京畿道水原市靈通區靈通洞（番地なし） サルグゴルドンガアパート715棟1302號

(72)発明者 金 ミン ウク

大韓民国ソウル特別市冠岳區幸運洞（番地なし） ナクソンデヒュンダイホームタウンアパート301棟404號

(72)発明者 張 炳碩

大韓民国京畿道水原市靈通區網浦洞（番地なし） ドンスウォンエルジーヴィレッジ2次アパート202棟1802號

審査官 中里 裕正

(56)参考文献 特開2005-174388(JP,A)

特開2004-201038(JP,A)

特開2010-092202(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04L 9/08

H04L 9/32